

○鋸山オフィシャルサポーター登録制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鋸山日本遺産「候補地域」活用推進協議会（以下「協議会」という。）が、日本遺産候補地域である鋸山、その歴史・芸術・文化を物語るストーリー（以下「ストーリー」という。）の普及活動、鋸山やストーリーを活用した事業、構成文化財の整備・保存等を実施する者を、「鋸山オフィシャルサポーター」（以下「サポーター」という。）として登録し、鋸山やストーリーの認知度向上、地域事業者の連携強化、周辺地域の活性化、構成文化財の景観整備、保存に寄与することを目的とする。

(事務局)

第2条 サポーターの事務局は、協議会内に置く。

(登録制度)

第3条 協議会は、次に掲げる鋸山やストーリーの普及活動及び、鋸山やストーリーを活用した事業、構成文化財の保存・活用等（以下「サポーター活動」という。）を実施する者をサポーターとして登録する。

- (1) 協議会が配付するポスター等の店舗等への掲示
- (2) 商品の開発・販売、サービスの提供
- (3) 商品パッケージ、チラシ等への鋸山シンボルマークの掲載
- (4) イベント、ツアー等の開催
- (5) 自らの情報媒体での発信
- (6) 協議会が行うPR活動への協力
- (7) 構成文化財の景観整備、保存
- (8) その他、第1条に規定する目的を達するために必要なこと

2 サポーターは、前項第3号の「鋸山シンボルマーク」を使用する場合、別途、協議会が規定する「鋸山シンボルマークの利用に関する規則」及び、「鋸山ロゴガイドライン」を遵守するものとする。

(対象者)

第4条 サポーターの登録を申請できる者は、第1条の目的に賛同する法人、個人事業主又は任意団体（以下「事業者等」という。）とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

(1) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされている又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされている事業者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第2号に規定する暴力団

(3) 風俗営業等の規制及び、業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122

号) 第2条第1号に規定する風俗営業その他これに類する営業を営む事業者

(4) 前各号に掲げるもののほか、サポーターとして登録することが不適当であると協議会が認めるもの

(登録の手続き)

第5条 サポーターの登録を希望する事業者等(以下「申請者」という。)は、鋸山オフィシャルサポーター登録申請書(様式第1号)又は電子届出サービス、その他協議会が指定する方法(以下「申請書等」という。)により、次に掲げる事項を協議会へ提出するものとする。

- (1) 申請者の名称(代表者名)
- (2) 申請者の所在地
- (3) 申請者の電話番号
- (4) 申請者のメールアドレス
- (5) 申請者のホームページのURL
- (6) 鋸山やストーリーを普及・活用等する方法
- (7) その他、登録に必要な事項

2 申請者は、登録にあたり、前項の各号に掲げる事項を協議会の名簿に登録するとともに、富津市・鋸南町のホームページに公開することに同意することとする。

(登録の決定等)

第6条 協議会は、第5条に規定する申請書等の提出があった場合、その内容を審査し、当該申請者へ鋸山オフィシャルサポーター登録(不登録)決定通知書(様式第2号)を通知するものとする。

2 協議会は、前項の登録をしたときは、当該サポーターへ鋸山オフィシャルサポーター登録証(様式第3号)を交付するものとする。

3 サポーターの登録期間は、原則無期限とする。

(禁止行為)

第7条 サポーターは、サポーター活動にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反し、又は反するおそれのある行為
 - (2) 選挙運動、政治活動、宗教活動その他これらに類する行為
 - (3) その他、法令等に違反し、又は違反するおそれのある行為
- (登録内容の変更)

第8条 サポーターは、登録内容に変更が生じた場合は、協議会へ申し出るものとする。

(登録の取消)

第9条 協議会は、サポーター活動が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認

めたときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第7条に規定する禁止行為に該当するとき。

(2) 偽り、その他不正の手段により登録を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、サポーターの登録を取り消す必要があると協議会が認めたとき。

2 協議会は、前項の規定により登録を取り消したときは、当該サポーターへ鋸山オフィシャルサポーター登録取消通知書（様式第4号）を通知するものとする。ただし、廃業その他の事由により、代表者の所在が不明な場合等通知しないことにつき相当の理由があると認められる場合にあってはこの限りではない。

3 協議会は、第1項の規定により登録を取り消したときは、協議会の名簿及び、富津市・鋸南町のホームページから当該サポーターの情報を削除することとする。

4 協議会は、第1項の規定により登録を取り消したことによるサポーターに対する賠償の責めを負わない。

（登録の辞退）

第10条 サポーターは、自己の都合により登録を辞退することができる。

2 サポーターは、前項の規定により登録を辞退するときは、鋸山オフィシャルサポーター登録辞退届出書（様式第5号）を協議会へ提出するものとする。

3 協議会は、第1項の規定によりサポーターから登録を辞退する届出があったときは、協議会の名簿及び、富津市・鋸南町のホームページから、当該サポーターの情報を削除することとする。

（サポーターの責務）

第11条 サポーターは、自らのサポーター活動に関する一切の責任を負うものとする。

2 サポーターは、サポーター活動に関して、第三者（他のサポーターを含む。）から被害を被ったという請求がなされた場合は、自らの責任及び、負担において解決することとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、サポーター登録に関する必要な事項は、協議会が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。